

令和 2 年 5 月 25 日

保護者の皆様へ

枚方市教育委員会

「臨時的な居場所」の実施継続について（お知らせ）

国の緊急事態宣言解除を受け、本市立小学校の再開を 6 月 1 日（月）からとし、6 月 12 日（金）までは分散登校・短縮授業を行うこととしています。

つきましては、下記の通り、「臨時的な居場所」を継続実施します。やむを得ない事情により、保護者が不在となり、お子様の安全確保ができない場合に限り、以下の要領で、小学校における臨時的な居場所のご利用をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

記

1. 臨時的な居場所の継続期間

令和 2 年 6 月 1 日（月）～ 6 月 14 日（日）〈土日を除く〉

2. 対象者

小学校 1 年～6 年生の児童

3. 臨時的な居場所運営時間

8 時 30 分～15 時

4. 運営場所

留守家庭児童会専用室、教室等

5. 臨時的な居場所受付

これまでの「臨時的な居場所」受付場所と同じ（教職員用玄関等）

6. その他

- ① 職員による指導等はいませんので、自習用の教材や読書用の書籍などは各自でご準備ください。
- ② 水分補給用のお茶は必ず持たせてください。また、昼食が必要な場合は、各自でご準備ください。
- ③ 毎朝、必ず、お子さまの検温や健康観察をしてください。
- ④ 通常、学校に持っていくことが禁止されている物は持たせないでください。

7. 申し込み

初めて利用される方は、利用日当日に利用申込書を提出してください。利用申込書は枚方市のホームページからダウンロードできます。また、学校にも用意しています。これまで居場所を利用したことのある方は、利用申込書の提出は不要ですが、利用日確認書を提出してください。

8. 問い合わせ先

枚方市教育委員会 学校教育部 教育指導課
TEL：050-7105-8052 FAX：072-851-2187
学校教育部 放課後子ども課
TEL：050-7105-8201 FAX：072-867-8131